

# サウナ・スパ関連施設における 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

新型コロナウイルス感染について、ウイルスの侵入を防ぎ感染拡大の対策を徹底するとともに、発生時の具体的な対応をあらかじめ定めておくことが重要です。

施設の利用者並びに従事者の健康を守るために対応指針が必要不可欠であると思います。

緊急事態宣言の解除に向け、政府の感染症対策の提言を受け、施設の特性に則した新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ『対応ガイドライン』を改訂しましたので宜しくお願いします。

2020年5月15日

公益社団法人日本サウナ・スパ協会  
会長 中野 憲一

## 1 感染拡大を防ぐため、以下の症状のある方は施設の利用をご遠慮いただくようお願いする。

### ● 次の症状がある方。

- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。

※状況により発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。

## 2 店舗の営業における対応

### ① 感染対策について

- 人と人が対面するフロント等はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 入退館時に密にならないように対応する。  
入口及び施設内の手指の消毒設備の設置 ※推奨薬剤（アルコール製剤）
- 施設の換気に心がけ定期的な消毒を行う。

### ② 更衣室

- 使用の都度のロッカーの清拭消毒の徹底。
- 洗面所の蛇口コック、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所の清拭消毒、巡回清掃の実施及び実施済管理簿の設置（最低推奨回数：2時間に1回）。

### ③ 浴 場

- 浴室内の換気の強化、サウナ室扉の全開による定期的な換気の実施を行う。
- 浴室、浴槽内及びサウナ室における対人距離の確保の要請を行う。
- 浴室、浴槽内及びサウナ室での会話を控える要請を行う。

### ④ 化粧室、休憩所

- 間隔をとって使用することの要請を行う。
- 定期的に備品の清拭消毒を行う。
- ボディケアなどで顧客の身体に触れる場合は、手洗いをよりこまめに行い接触感染対策を行う。

## ⑤ 食事処

- アクリル版等（パーテーション）の設置又は座席の間隔の確保、横並び席の推奨、テーブルの間隔を広げる（座席レイアウトの変更等）。
- 常時換気を行い、共有するテーブル、椅子等は定期的に清拭消毒を行う。

## ⑥ トイレ

- 不特定多数が接触する場所の清拭消毒を行う。
- ハンドドライヤーは中止し、ペーパータオルを設置する。

## 3 スタッフの健康管理

- ① スタッフは出勤前に体温を確認し、風邪症状や発熱があれば営業者に連絡し、営業者はスタッフに対して出勤しないことを求める。
- ② スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即刻出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施する。
- ③ 感染者に接した場合の対処（保健所からの通知・本人からの申告）
  - 即時に保健所へ報告するとともに、求められる情報の速やかな開示を行う。
  - 施設での感染が発生すると、保健所の指導に基づき施設の消毒が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておく。
  - 当分の間スタッフがマスクを着用することの告知を行う。

## 4 衛生管理の徹底

各地方公共団体が定める条例を遵守するとともに、協会が定める「[サウナ・スパ施設における衛生確保に関する自主管理基準](#)」についての遵守を徹底すること。

なお、休業再開に向けては、レジオネラ属菌が増殖している危険性が高いので、「[循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル](#)」等を参考に、十分に消毒した後に営業開始、再開するよう注意すること。

### 〈参 考〉

- 首相官邸 新型コロナウイルスへの備え  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 外務省 海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>